丹沢トレッキングクラブ規約

第1条　名称

「丹沢トレッキングクラブ」、略称「T. T. C」と称する。

第2条　目的

自然を愛し、山を愛し、人を愛し、変わることのない友情を育むことを目的とする。

第3条　クラブ員の構成

厚木市およびその近隣に在住する本クラブの目的に賛同する山岳愛好成年男女によって構成する。

第4条　活動

第 2 条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 安全で楽しい各種の山行および例会の企画運営。
(2) 登山技術向上および自然愛護高揚に関する活動。
(3) 相互の情報交換と山岳情報の共有化、並びに広報活動。
(4) 遭難防止活動および非常時の際の相互扶助。
(5) 近隣山岳同好会との交流活動。
(6) クラブ員が賛同するその他の活動。

第5条　総会および例会

(1) 総会は本クラブの最高議決機関であり、最低年1回開催する。
(2) 総会は規約の改定、活動の計画および報告、予算、決算、世話人と会計監査の選出、およびその他の重要な事項を審議する。
(3) 総会は本クラブ員の半数以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛同により決定する。
(4) 例会は原則として月 1 回開催し、第 4 条の活動に関する討議を行う。

第6条　世話人および世話人会

(1) クラブ運営の必要性に応じて、若干名の世話人を置くことができる。
(2) 世話人はクラブ員の選挙または推薦によって選任する。任期 1 年とするが、再任を妨げない。
(3) 世話人の互選により世話人代表 1 名を置く。世話人代表は対外的に本クラブを代表する。
(4) 必要に応じて世話人会を開催する。世話人会での議決は全員一致を原則とする。

第7条　事務所

「世話人代表」宅に置く。ただし、団体所在地は「会計」宅に置く。

第8条　会費

本クラブの運営に必要な経費は会費およびその他の収入によって賄う。会費の額は別に定める。

第9条　クラブ員の資格

(1) 新規入会は、クラブ員の推薦を受け、総会または例会で承認を受ける。
(2) クラブ員は一般メンバとシニアメンバで構成する。なお、シニアメンバは別に定める。
(3) クラブ員は原則として本クラブが定めた保険に加入する義務を負う。
(4) クラブ員の健康管理はすべて自己責任において行う。

第10条　休会および復会

(1) クラブ員は本人の申し出により、任意の期間休会することができる。
(2) 休会期間中のクラブ員の会費等は原則として徴収しない。

(3) 休会中のクラブ員は本人の申し出により、いつでも復会することができる。

第11条　会計年度

3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

第12条　規約の改訂

本規約はクラブ員の過半数の賛同により改訂することができる。

第13条　付則

本規約は 1997 年 5 月 17 日から施行する。

(1) 1998 年 3 月 7 日　一部改定。
(2) 1999 年 3 月 13 日　一部改定。
(3) 2001 年 3 月 10 日　第 10 条「休会および復会」を追加。
(4) 2012 年 3 月 29 日　第7条団体所在地追記。第１１条会計年度変更。
(5) 2013 年 1 月 19 日　第 9 条(2)項を追加

以上